凡　　例

１．この審判便覧の分類は、以下のとおりである。

(1)　大分類

審判事務を次のとおり大分類に区分し第１桁を付与した。

0　一般

1　審判書記官担当事務

2　形式的審理事項

3　各種審判共通事項（一般）

4　各種審判共通事項（合議より確定まで）

5　当事者系審判（判定を含む）

6　査定系審判（補正却下不服審判、特許（商標登録）異議の申立てを含む）

7　再審

8　訴訟

(2)　中分類（章）

前記大分類をさらに区分し、第２桁を付与した。第１～２桁を総称して「章」という。

(3)　小分類（節）

前記中分類をさらに区分し、第３桁及び第４桁の「01～99」を付与した。第３～４桁を総称して「節」という。章と節との間に「―」を付与した。

(4)　ＰＵＤＴの表示

各節の分類末尾には、当節が産業財産権法のいずれの法に関係するかを明示するため、P（特許法）U（実用新案法）D（意匠法）T（商標法）を記載した。

２．項目番号は、以下のとおりとする。

1、2、3　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第１次の項目

(1)、(2)、(3)　・・・・・・・・1、2、3・・・・・・・・・・・・・・・内の項目

ア、イ、ウ　・・・・・・・・・・(1)、(2)、(3)・・・・・・・・・内の項目

（ア）、（イ）、（ウ）　‥‥‥ア、イ、ウ　‥‥‥‥‥‥内の項目

ａ、ｂ、ｃ　‥‥‥‥‥‥（ア）、（イ）、（ウ）‥‥‥内の項目

なお、最上位の分類にⅠ、Ⅱ等が使用されることがある。

また、項目を分ける意味でなく、単に事項を列記するようなときには、上の順序によらず①、②等の記号を使用することがある。

３．表記は、なるべく「公用文における漢字使用等について」（平 22 内閣訓令第 1 号）、「常用漢字表」（平 22 内閣告示第 2 号）に従うようにしたが、専門語その他では、従来の慣用に従ったものもある。

４．法令は、その出所を明らかにし、条文をそのまま、又は条文の主旨を簡潔に記載し、いちいち法令を参照する煩を避けられるように留意した。

５．略記号は以下のように使用する。

(1)　（→　）節等の参照

例１．他の節の項目を参照するとき

（→51―07 の１.(2)）

例２．同じ節(例．51―07)の他の項目を参照するとき

（→１.(2)）

例３．章全体を参照するとき

（→51―00）

(2)　（→　）条文の準用

例．特許法第 190 条で準用する民事訴訟法第 106 条 2 項

（特§190→民訴§106②）

(3)　（⇒　）手続の流れを示すもの

例．補正指令（特§17③）における手続の却下（特§18①）

（特§17③⇒特§18①）

６．法令並びに裁判例及び審決例の略称は、以下のとおりとする。

§○○　　第○○条

§○○①	第○○条第１項
§○○①二	第○○条第１項第２号
§○○三	第○○条第３号
特	特許法
平○○特	平成○○年改正特許法
実、新実	新実用新案法（平成５年改正による無審査登録のもの）
旧実	旧実用新案法（平成５年改正前の実用新案法）
意	意匠法
商	商標法
○施令	○法施行令
○施規	○法施行規則
○登令	○法登録令
○登施規	○法登録令施行規則
○附則	○法附則
H○○附	平成○○年改正法附則
特例法	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
特例法施令	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令
特例法施規	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則
弁理	弁理士法
手数料令	特許法、実用新案法、意匠法及び商標法関係手数料令
民	民法
民訴	民事訴訟法
民訴規	民事訴訟規則
行訴	行政事件訴訟法
刑訴	刑事訴訟法
刑訴規	刑事訴訟規則
最一小判	最高裁判所第一小法廷判決
大判	大審院判決
東高判	東京高等裁判所判決
知財高判	知的財産高等裁判所判決

凡　例

知財高決　　知的財産高等裁判所決定

知財高判平 19.9.12（平 18（行ケ）10421 号）

平成 18 年（行ケ）第 10421 号、平成 19 年 9 月 12 日知的財産高等裁判所判決言渡

平 25（行ケ）61 号

平成 25 年（行ケ）第 61 号（裁判事件番号）

昭 25 抗審 19 号

昭和 25 年抗告審判第 19 号（審判事件番号）

昭 41 審 3304 号

昭和 41 年審判第 3304 号（審判事件番号）

（改訂 R5.12）